

法務省民商第1094号  
平成24年4月27日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長

法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施後の  
商業・法人登記事務に関する取扱要領の制定について（通達）  
標記の取扱要領を別添のとおり制定しましたので、貴管下登記官に周知方よ  
ろしくお取り計らい願います。

なお、平成19年8月10日付け法務省民商第1618号当職通知「法務局  
及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に係る実施要綱につい  
て」別添「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に係る  
実施要綱」第5の1及び2のうち、標記の取扱要領に抵触する部分は、廃止し  
ます。

# 法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施後の商業・法人登記事務に関する取扱要領

## 第1 目的

この取扱要領は、集中化の実施後の商業登記所及びアクセス登記所における商業・法人登記事務に関する取扱いのうち、印鑑及び電子認証に関する事務等に係るものについての要領を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この取扱要領において、次の1から9までに掲げる用語の意義は、当該1から9までに定めるところによる。

- 1 集中化 平成19年8月10日付け法務省民商第1618号民事局長通知「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に係る実施要綱について」による法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化をいう。
- 2 商業登記所 別表に記載されている登記所をいう。
- 3 アクセス登記所 集中化の実施に伴い、商業・法人登記事務のうち、商業・法人登記申請事件の審査事務を取り扱わなくなった登記所をいう。
- 4 旧管轄区域 アクセス登記所が集中化の実施前に商業・法人登記申請事件の審査事務を取り扱っていた管轄区域（当該アクセス登記所が登記所の適正配置によって他のアクセス登記所を統合した場合にあっては、当該他のアクセス登記所の管轄区域を含む。）をいう。
- 5 会社等 会社その他の商人をいう。
- 6 旧管轄区域に係る登記 旧管轄区域内に営業所の所在地がある会社等に係る商業・法人登記をいう。
- 7 管轄商業登記所 ある商業・法人登記申請事件を管轄する商業登記所をいう。
- 8 指定登記官 管轄商業登記所（法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合にあっては、当該管轄区域内にある管轄商業登記所の全て）の登記官として、商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「法」という。）第4条の指定を受けた者をいう。
- 9 印紙等 登録免許税の納付に係る領収証書若しくは登録免許税の額に相

当する金額の印紙又は登記の手数料の額に相当する金額の印紙をいう。

### 第3 商業登記事務の取扱い

#### 1 印鑑提出等に関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所（会社以外の商人にあっては、営業所。以下同じ。）の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑提出等に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第9条第1項の書面の提出を受けるアクセス登記所の旧管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等の代表者の資格を証する書面及び登記所に提出された印鑑に係る印鑑の証明書については、同条第5項ただし書に準じて、添付することを要しないものとして取り扱う。

ア 印鑑の提出（法第20条第1項前段、規則第9条第1項から第5項まで）であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

イ 改印した印鑑の提出（法第20条第1項後段、規則第9条第1項から第5項まで）であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

ウ 印鑑の廃止の届出（規則第9条第7項）

(2) 法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合には、指定登記官は、商業登記所において、当該法務局又は地方法務局の他の管轄商業登記所の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての印鑑提出等に関する事務も取り扱う。

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからウまでに掲げる提出又は届出により提出された書面は、書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「引受配達記録郵便等」という。）により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

#### 2 印鑑カードに関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属す

る法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑カードに関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又は管財人等（規則第9条第1項第5号に規定する管財人等をいう。以下同じ。）が法人であるときにおけるその職務を行うべき者として指名された者が、当該法人の主たる営業所の所在地が旧管轄区域内にあるアクセス登記所に印鑑カードの交付を請求するときは、規則第9条の4第2項のただし書に準じて、当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書を添付することを要しないものとして取り扱う。

- ア 印鑑カードの交付の請求（規則第9条の4第1項）
  - イ 印鑑カードの廃止の届出（規則第9条の5第3項）
  - ウ 印鑑カードの返納（規則第9条の5第5項）
  - エ 印鑑カードの回収その他の必要な措置（規則第9条の5第6項）
- (2) 法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合には、指定登記官は、商業登記所において、当該法務局又は地方法務局の他の管轄商業登記所の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての印鑑カードに関する事務も取り扱う。
- (3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからエまでに掲げる請求等により提出された書面は、引受配達記録郵便等により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

### 3 電子認証に関する事務

- (1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（法第12条の2第5項の法務大臣の指定する登記所が行う事務を除く。以下「電子認証に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合には、登記情報システムの申請情報入力画面における備考欄に当該取扱いを行ったアクセス登記所名を記録する。

- ア 電子証明書の発行の請求（法第12条の2第1項、第3項）

- イ 電子証明書の使用廃止の届出（法第12条の2第7項）
- ウ 電子証明書の使用再開の届出（規則第33条の13第5項）
- エ 電子証明書の識別符号の変更の届出（規則第33条の14第1項）
- オ 電子証明書の再発行の請求（平成12年9月29日付け法務省民四  
第2274号民事局長通達第1の6）

- (2) 法務局又は地方法務局の管轄区域内に複数の商業登記所がある場合には、指定登記官は、商業登記所において、当該法務局又は地方法務局の他の管轄商業登記所の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての電子認証に関する事務も取り扱う。この場合には、登記情報システムの申請情報入力画面における備考欄に当該取扱いを行った商業登記所名を記録する。
- (3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからオまでに掲げる請求等に係る申請書類及び磁気ディスクは、引受配達記録郵便等により、管轄商業登記所に送付する。

なお、管轄商業登記所以外の登記所に電子証明書の再発行の請求があった場合には、請求を受けた登記所においては、受付処理及び本人確認（登記情報システムにおける申請情報入力及び印鑑の照合）までを行った上で、ファクシミリ又は法務局通信ネットワーク（以下「ファクシミリ等」という。）により、申請書類の写し又はPDF化した電子ファイル（以下「写し等」という。）を管轄商業登記所に送信し、その送信を受けた管轄商業登記所においては、保管されている申請磁気ディスクを用いて、電子証明書の再発行手続を行った後、当該請求を受けた登記所に手続が終了した旨を連絡する。再発行された電子証明書に係る申請人への告知については、当該請求を受けた登記所において、電子証明書発行確認票を出力し申請人に交付して行う。

#### 4 登記の申請書の受付に関する事務

アクセス登記所に対し、誤って、旧管轄区域に係る登記の申請書の提出があった場合には、当分の間、次のとおり取り扱う。

##### (1) 窓口に提出された場合の取扱い

###### ア アクセス登記所における取扱い

(ア) アクセス登記所の職員は、当該申請書及びその添付書面（印鑑の提出（改印した印鑑の提出を含む。以下同じ。）が同時にされた申

請にあっては、当該申請書及びその添付書面並びに印鑑届書又は改印届書及びそれらの添付書面。以下同じ。) を提出した者に対し、当該申請書に係る事件は管轄商業登記所の管轄に属するため、管轄商業登記所に登記の申請をする必要があるので、当該申請書及びその添付書面を管轄商業登記所に回付する旨を告知する。

- (イ) アクセス登記所の職員は、当該申請書に印紙等が貼付されていること及びその貼付額を確認した上で、当該申請書(印紙等のみが貼付された書面を除き、登記すべき事項を記載したOCR用申請用紙又は登記すべき事項を記録したFD若しくはCDに記録された情報を紙面に出力したものも含む。)の写し等を作成し、別添様式1-1の送信書及び同1-2のお知らせ(これらに準ずる様式も含む。以下同じ。)に必要事項を記載した上で、ファクシミリ等により、これらと当該申請書の写し等を管轄商業登記所に送信するとともに、適宜の方法により、連絡する。
- (ウ) アクセス登記所の登記官は、管轄商業登記所からいによる連絡を受けたときは、商業登記等事務取扱手続準則(平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達。以下「準則」という。)第45条第1項の規定に従い、直ちに、申請書に貼付された印紙等に消印し、当該印紙が貼付された書面にアクセス登記所名及び消印年月日を付記する。

また、アクセス登記所の職員は、申請書を提出した者に対し、管轄商業登記所からいによる送信を受けた別添様式1-2のお知らせを交付する。

- (エ) アクセス登記所の職員は、申請書の添付書面(印鑑の提出が同時にされた申請にあっては、申請書の添付書面並びに印鑑届書又は改印届書及びそれらの添付書面。以下同じ。)の写し等を作成するとともに、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第2項に規定する信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの(以下「書留郵便等」という。)により、申請書及びその添付書面の各

原本（申請書に添付された電子媒体を含む。）を管轄商業登記所に送付する。この場合において、当該書留郵便等に係る郵便物の送付について、これと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの希望があったときは、当該取扱いの料金に相当する郵便切手又は規則第9条の4第5項に規定する証票の提出を求める。

(オ) アクセス登記所の職員は、(ア)から(エ)までの取扱いを行ったときは、別添様式2の受領簿に所要の記載事項を記載し、別添様式1－1の送信書及びイにより送信を受けた別添様式1－2のお知らせ並びに(イ)により作成した申請書の写し等及び(エ)により作成した申請書の添付書面の写し等を受領簿につづり込む。

なお、これらの書類の保存期間は、1年間とする。

#### イ 管轄商業登記所における取扱い

管轄商業登記所の登記官は、アクセス登記所からア(イ)による送信を受けたときは、法第21条第1項の規定により、当該送信を受けた日付（執務時間外に当該送信を受けた場合にあっては、翌執務日付け）をもって受付手続を行い、折り返し、別添様式1－2のお知らせに必要事項を記載し、ファクシミリ等により、これをアクセス登記所に送信するとともに、適宜の方法により、受付処理を了した旨を連絡する。

なお、管轄商業登記所にされた他の登記の申請との前後が明らかでない場合には、法第21条第3項の規定により、受付帳にその旨を記載しなければならない。

管轄商業登記所の登記官は、アクセス登記所から当該申請書及びその添付書面の原本の送付を受けたときは、先にファクシミリ等により送信を受けた当該申請書の写し等と原本とを確認し、登記完了後、当該申請書の写し等を、適宜、廃棄して差し支えない。

#### ウ 受領証に関する取扱い

(ア) 申請書を提出した者から受領証の交付の請求（法第22条）があった場合には、ア(イ)による送信を受けた管轄商業登記所の登記官は、準則第44条の規定により、受領証を作成した上、折り返し、ファクシミリ等により、その写し等をアクセス登記所に送信し、アクセス登記所の職員において、送信を受けた受領証の写し（PDF化された電子ファイルの送信を受けた場合には、それを紙に出力し

たもの）を当該者に交付する。

- (イ) (ア)の場合において、申請人から受領証の原本の交付の申出があったときは、管轄商業登記所の登記官は、後日、管轄商業登記所における交付又は送付（申請人が送付に要する費用を負担する。）の方法により、受領書の原本を交付する（規則第38条の2において準用する規則第9条の4第4項及び第5項）。この場合には、(ア)により交付した受領証の写しの返却を求めることが要しない。
- (ウ) (ア)の場合において、受領証の原本の交付の申出がなかったときは、当該受領証の原本を申請書と共に申請書類つづり込み帳につづり込む。

## エ 還付請求に関する取扱い

申請書の添付書類の還付請求（規則第49条）があった場合には、アクセス登記所の職員は、アクセス登記所においては添付書面を還付することができない旨及び管轄商業登記所の登記官に対して送付に要する費用を納付して送付による添付書類の還付を請求することができる旨を説明する。

## オ 登録免許税の還付・再使用証明に関する取扱い

申請の取下げに伴い、使用済みの領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をする場合には、これらの再使用は管轄商業登記所である登記所に対する登記（商業登記以外の登記を含む。）の申請に対して行う必要がある旨を説明する。

## (2) 送付により提出された場合の取扱い

(1)の取扱いに準じた取扱いをする。

## 5 不正登記防止申出に関する事務

(1) アクセス登記所に対して旧管轄区域に係る登記に関する不正登記防止申出（準則第49条）があった場合には、当分の間、当該アクセス登記所の登記官は、申出人が当該不正登記防止申出に係る登記の申請人となるべき者本人であることの確認（同条第4項）を行った上で、ファクシミリ等により、申出書の写し等を管轄商業登記所に送信するとともに、別途、書留郵便等により、当該申出書の原本を管轄商業登記所に送付する。

なお、準則第49条第4項の規定による確認手続のうち、本人確認以

外の確認手続（申出をするに至った経緯等の確認）については、申出書の写し等を受領した管轄商業登記所の登記官において行う。

- (2) アクセス登記所の職員が(1)の取扱いを行ったときは、別添様式2の受領簿に所要の記載事項を記載し、申出書の写し等を受領簿につづり込む。

なお、これらの書類の保存期間は、1年間とする。

- (3) 管轄商業登記所の登記官は、アクセス登記所から当該申出書の原本の送付を受けたときは、先にファクシミリ等により送信を受けた当該申請書の写し等と原本を確認し、処理完了後、当該申請書の写し等を、適宜、廃棄して差し支えない。

## 6 管轄商業登記所の庁舎以外の場所で商業登記の閉鎖登記簿又は登記簿の附属書類を保管している場合の閲覧等に関する事務

- (1) 管轄商業登記所の庁舎以外の場所で商業登記の閉鎖登記簿又は登記簿の附属書類（以下「閉鎖登記簿等」という。）を保管している場合において、管轄商業登記所にその謄本等の交付又は閲覧の請求がされたときは、その保管先から書留郵便等により閉鎖登記簿等を取り寄せた上で、管轄商業登記所において、その謄本等の作成及び交付を行い、又は閲覧に応じる。

なお、閉鎖登記簿の謄本等の交付については、ファクシミリ等により、必要な部分の写し等を当該保管先から管轄商業登記所に送信させ、それを用いて作成したものを作成して差し支えない。

- (2) アクセス登記所で閉鎖登記簿等を保管している場合において、当該アクセス登記所にその旧管轄区域内に営業所の所在地がある会社等の閉鎖登記簿等についての謄本等の交付又は閲覧の請求がされたときは、当該アクセス登記所において、これに応じて差し支えない。この場合には、当該アクセス登記所の登記官において、謄本等の認証を行い、又は登記簿の附属書類についての利害関係の有無を判断する。

## 第4 法人登記事務の取扱い

会社以外の法人並びに投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号））、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号））及び限定責任信託

(信託法(平成18年法律第108号))に係る事務についても、第3の取扱いと同様とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成24年6月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 平成21年1月5日付け法務省民商第4号民事局長通達第4に基づき、請求等のあった不動産登記所において保管している申請書類及び磁気ディスクについては、この取扱要領に基づく取扱いに準じて取り扱う。

### (通達の廃止)

- 3 平成20年3月5日付け法務省民商第774号民事局長通達及び平成21年1月5日付け法務省民商第4号民事局長通達は、廃止する。

## 別表 商業登記所一覧

局名	商業登記所
横 浜	本局, 湘南支局
さいたま	本局
千 葉	本局
水 戸	本局
宇都宮	本局
前 橋	本局
静 岡	本局, 沼津支局, 浜松支局
甲 府	本局
長 野	本局
新潟	本局
大 阪	本局, 東大阪支局, 堺支局, 北大阪支局
京 都	本局
神 戸	本局
奈 良	本局
大 津	本局
和歌山	本局
名古屋	本局, 岡崎支局
津	本局
岐 阜	本局
福 井	本局
金 沢	本局
富 山	本局
広 島	本局
山 口	本局
岡 山	本局
鳥 取	本局
松 江	本局
福 岡	本局, 北九州支局
佐 賀	本局
長 崎	本局
大 分	本局, 白杵支局
熊 本	本局
鹿児島	本局
宮 崎	本局
那 霸	本局
福 島	本局
山 形	本局
盛 岡	本局, 水沢支局, 一関支局, 大船渡出張所
秋 田	本局
青 森	本局
札 幌	本局
函 館	本局
旭 川	本局
高 松	本局
徳 島	本局
高 知	本局
松 山	本局

様式1－1（ファクシミリ送信用）

送 信 書

〇〇法務局法人登記部門 御 中

〇〇法務局〇〇支局

送付枚数 枚（返信枚数 枚（受領証の写しの送付（有・無））（※1））

受領証の交付の申出の有無（有・無）

印紙等及び添付書面の確認（未・済）

備考（※2）

（※1）管轄商業登記所からの返信枚数を記載すること。

（※2）管轄商業登記所から連絡があった受付番号等を記載すること。

様式 1-2 (申請人交付用)

お 知 ら せ

商号（又は名称）  
本店（又は主たる事務所）  
代表者（又は代理人）  
受付年月日  
受付番号  
登記完了予定日

(※1)  
(※2)

本申請事件の管轄登記所及びその連絡先は、以下のとおりとなります(※3)。  
今後のお問い合わせ等は、この管轄登記所にお願いいたします。

【管轄登記所】

○○法務局法人登記部門  
住所 ○県○市○町○丁目○番○号  
電話 ○○-○○○○-○○○○

(※1) アクセス登記所において記載すること。

(※2) 管轄商業登記所において記載の上、アクセス登記所へ返信すること。

なお、登記完了予定日が未定となる場合は、その旨も記載すること。

(※3) アクセス登記所において、管轄商業登記所の所在図を併せて交付すること。

